

7 駐車場等

《基本的考え方》

建築物に附属する駐車場は、安全性の確保や利用のしやすさへの配慮が求められます。また、利用者にわかりやすく案内する配慮が求められます。

【1】 車椅子使用者用駐車施設

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する駐車場（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（多数の者の読み替え有り）
① 設置数	★次に掲げる場合の区別に応じ、定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。なお、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合に限り、車椅子使用者用駐車施設の数に計上できる。 ・自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に2/100を乗じて得た数（端数切上） ・自動車の全駐車台数が201以上の場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数（端数切上）に2を加えた数 増築等の部分が200㎡を超える場合は、既存の利用者の用に供する部分も含め適用を受ける。	令第18条第1項 利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 ・当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数（端数切上） ・当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（端数切上）に2を加えた数 令和6年国交省告示第1072号 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次のいずれかに該当するものとする。 - 一 不特定多数利用駐車場が不特定多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 - 二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合で、次に掲げる基準に適合する場合 ・当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。 ・当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数合計数が、令第18条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。
②幅	●令第18条第2項第1号に適合すること。	令第18条第2項第1号 幅は、350cm以上とすること。
③路面	★車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
駐車場	専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）の駐車のためのものを除く	—
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（7 駐車場等で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第 18 条で整備する駐車施設）

《解説》

- ①【設置数】駐車台数の総数に応じて、車椅子使用者用駐車施設を一定数以上設ける。
また、増築等（＝増築、改築、大規模の修繕、模様替え及び用途変更）の部分で 200 m²を超える場合は、既存の利用者の用に供する駐車場部分がある場合も含め適用を受ける。（規則別表第一 ソ 増築等に関する適用範囲（1）（五））
- ②【幅】車椅子使用者が乗降しやすいよう、幅は 350cm 以上とする。
- ③【路面】車の乗降時の安全性に配慮し、表面をできるだけ水平とする。

《望ましい整備》

- ・大規模商業店舗や医療施設等では、車椅子使用者用駐車施設のほかに、乳幼児連れの利用者等が優先的に駐車できる場所を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の奥行きは 6.0m 以上とする。
- ・車椅子使用者の乗降スペースは、左右両方に設ける。
- ・駐車施設及び通路には、車椅子使用者の利用を考慮し、屋根又は庇を設ける。

【2】高齢者、障害者等優先停車施設

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する車寄せ（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く）（努力義務）	—
①設置数	☆②③に定める基準に適合する 高齢者、障害者等優先停車施設 を設けるよう努めること。	—
②乗降スペース（寸法・仕上げ）	☆車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。	—
③通路の基準	☆ 高齢者、障害者等優先停車施設 に最も近い 移動等円滑化経路 を構成する出入口から 高齢者、障害者等優先停車施設 までの通路は、次に定める基準に適合すること。	—
段の禁止	☆令第19条第2項第1号に適合すること	令第19条第2項第1号 当該 移動等円滑化経路 上に階段又は段を設けないこと。ただし、 傾斜路 又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
床面	☆令第17条第1号に適合すること	令第17条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
幅	☆令第19条第2項第7号イに適合すること	令第19条第2項第7号イ 幅は、120cm以上とすること。
車椅子の 転回場所	☆令第19条第2項第7号ロに適合すること	令第19条第2項第7号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
戸の構造	☆令第19条第2項第7号ハに適合すること	令第19条第2項第7号ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
	☆全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	—
傾斜路 （手すり・識別・幅・勾配・立	☆令第17条第3号に適合すること	令第17条第3号 傾斜路 は、次に掲げるものであること。
		イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

	ち上がり)		ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
		☆令第19条第2項第7号二に適合すること	令第19条第2項第7号二 傾斜路は次に掲げるものであること。
			(1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
			(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
		☆傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	—
	突出物等	☆突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	—
	排水溝の溝蓋	☆排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
高齢者、障害者等優先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第19条で整備する経路。）
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの

《解説》

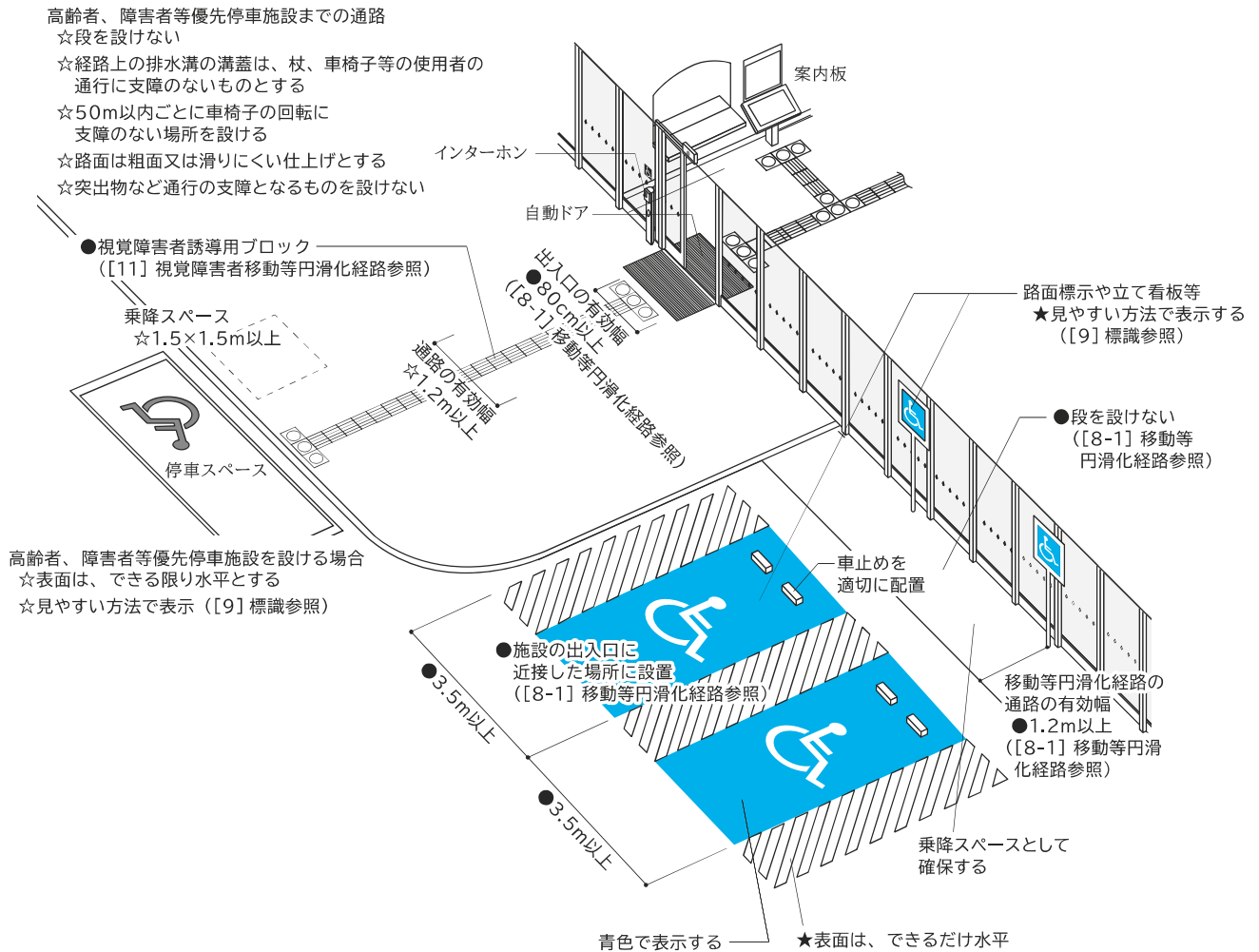
- ①【設置数】高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に配慮するため、優先停車施設を設ける。
- ②【乗降スペース（寸法・仕上げ）】車椅子使用者が円滑に乗降できるよう、乗降スペースの幅及び奥行きを1.5m以上とする。
- ③【通路の基準】建築物から乗降スペースまでを利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、乗降通路の構造は所定の構造とする。

《望ましい整備》

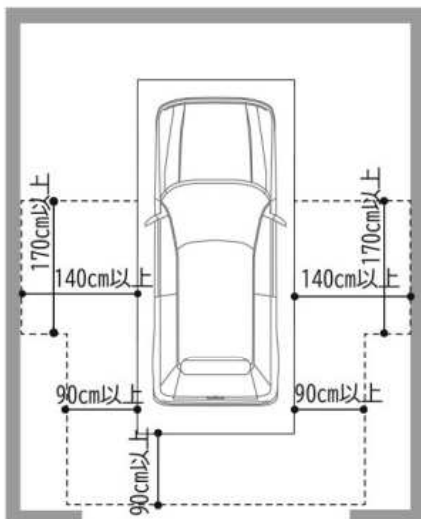
- ・ 停車用区画は、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅、奥行きとする。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《車椅子使用者用駐車施設・高齢者、障害者等優先停車施設》



《車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例》



《車椅子使用者用駐車施設の設置例》

